

総務省：1～7ページ、文部科学省：8～19ページ

【総務省】

日時：7月27日（月）15：00～15：30

5 場所：総務省1F会議室

対応：自治行政局行政課行政第三係長

1. 公教育の無償化について

- 10 (1) 義務教育の実質無償化を実現するため、保護者負担金の実態を把握し、その縮減に必要な財源措置や制度改革を行なうこと。
また、就学援助制度の拡充と条件整備を一層推進すること。

総務省 回答なし

- 15 (2) 高校の実質無償化を実現するため、一層の改善を行なうこと。また、朝鮮高級学校についても就学支援金の支給対象とすること。
さらには、高校の給付型奨学金の拡充を行うこと。
高校授業料無償化に伴い、私費の会計処理に混乱が生じないように、関係
20 省庁とも協議の上、適正な経理処理についての判断を示すこと。

総務省 後段については、私費会計に関して適正な会計処理について定めた法令は存在していない。歳入歳出外現金の会計処理については基本的に法令の定めが必要であり、法令の定めに基づかない、いわゆる雑務金については
25 地方公共団体が預かれないという制度設計となっている。

- (3) 学校における経理事故の防止と適正化を図るため、地方自治法等の関係諸法令を遵守した会計処理がなされるよう、必要な措置を行なうこと。

特に学校給食費の公会計処理への移行については、旧文部省時代の行政実例によって各自治体が判断を行っており、関係省庁とも調整の上、早急な改善を行なうこと。

5 総務省 学校給食費については実態を踏まえた答弁をする立場にはないが、当然、学校給食の事業主体である地方公共団体の予算に計上すべきであると我々は考えている。

10 自治労 文科省の見解と著しい乖離がある。文科省は設置者と保護者の間の契約であり、準公金として徴収もお金の保管も問題ないとしている。こちらから、地方自治法に照らした判断については総務省の確認が必要ではないかと質したが、それは文科省が従来 of 慣例に従って行っていることであり、総務省に確認する必要はないとしているが。

15 総務省 地方自治法の地方公共団体の財務会計規則に関しては文部科学省に所管する法律はないので、基本的には当省の解釈が優先となる。

20 先に送っていただいた文科省の行政実例を拝見したが、学校給食費を私費として取り扱うこと、さらに校長が徴収し管理することは差し支えないとしているが、私費を職務上扱うという点で職務専念義務違反することを前提に言っていることになる。これは、地方公共団体の財務規則を理解したうえで言っていることとは思えない。地方公共団体が実施するのであれば、我々としては当然歳入歳出予算に計上すべきであると判断する。

25 また、仮に校長先生が実費弁償として集めているとしても、払わない保護者がいるとすると常に債務不履行が生じているわけで、債権債務が全く曖昧という点からも一定の整理をすべきだろう。

30 この通知が出された時代は、まだ、地方公共団体が学校給食を明確に実施するという位置づけが曖昧だったのではないか。つまり、この通知は、実際に行われている実態を追認するための通知としか思えない。状況変化に合わせて解釈も柔軟に変更すべきであり、法令改正の必要があれば我々も相談に乗るつもりがある。

ただし、その前に学校給食をどう位置づけるかが前提となる。地方公共団体は「所有はしないけどその責任で管理」だけするのか、「地方公共団体の所有に属するお金として整理」するのか、これは所管省庁で整理したうえで、我々の対応となる。

5

自治労 文科省は、「やり方がおかしいなら総務省が指摘することで、こちらから相談することではない」と述べている。現在、公金として処理する団体も増えてきてはいるが、圧倒的多くの団体では、文科省通知を基に従来通りの扱いで良しとしている。総務省から各自治体に直接指導はできないのか。

10

総務省 各地方公共団体が公金以外のお金を扱うことについては、文科省通知は全く根拠になっていない。現行でも各団体で判断できることになっているので、文科省通知を根拠に主張するところは少ないのではないか

15

自治労 ところが、埼玉県が昨年出したマニュアルにもこの行政実例が盛り込まれている。それを基に教育委員会が判断しており、自治体の財政当局も私会計である以上、口を出せない状況が多く見られる。

20

一方の教育委員会も文科省通知があるため、変更できないと考えているところも少なくない実態がある。そうした実態の中、全国的にも経理事故が頻発して社会問題化しつつあり、学校給食費のみならず、そのようなたくさん曖昧な位置づけの会計を適正化しないことには、学校に対する信頼がそこから崩れていくことを我々は懸念している。

25

総務省 文科省で検討しているという話をきいたことがあるが。

自治労 その結果が、本日聞いた答えのようだ。

30

総務省 設置者と保護者の委託契約ということは、たぶん成り立たないのではないか。委託契約というのは地方公共団体の事業だから委託できる話だ。

自治労 いずれにせよ、今回は時間も限られているので、我々からも、もう一度、総務省と相談するよう文科省にも要請してみるのも、話があれば対応をお願いしたい。

5

自治労 自治法違反が数多くなされている実態を改善するためには、総務省として何らかの形で都道府県の財政当局に対して見解を示すとか、担当者会議で実態を調べるよう依頼するなどできないか。金銭事故が生じて失う信頼は教育委員会だけの問題ではない。

10

総務省 公金として扱っていないと地方自治法の規定が及ばない。
総計予算主義の原則に反するというのも、我々が見解を示さなくとも予算執行部局である地方部局は知っているのではないか。
やはり文科省の法で整理すべきではないか。

15

自治労 昭和32年の行政実例について、地方自治法違反である点から指摘することはできないか。

20

総務省 学校給食について、法令上の根拠無しに我々から地方公共団体に対しては言いづらいため、法令上の整備が必要である。
一方、先生が私的に預かっているという方法について、預からなくて良い方法は他にもあるのではないか。そもそも地方公共団体としてやっているものなのかどうかも不明確である。

25

自治労 最近では、全国の学校事務の共同実施では私費会計をシステム化しようという動きもある。私費のまま当該自治体内の複数校分を共同処理しようとしている。

30

総務省 それだと管理しきれぬのか。

自治労 とにかく、そういう状況にあるにも関わらず、今日の話だと文科省は何の対応も必要ないとしている。ぜひ、ここでした話を受けて非公式でも構わないので、総務省としても課題解決に向けて支援をお願いしたい。

5 2. 教職員人件費について

- (1) 義務教育費国庫負担制度の検討にあたっては、税財源の移行措置を伴わない廃止・縮減は行わないこと。特に学校事務職員のための廃止・縮減を行わないこと。一括交付金化の検討に当たっても、上述の趣旨を前提とすること。

10

総務省 税財源の移行とセットでなければ制度の変更は行わないという立場。基本的には文部科学省が検討すべき中身であるし、近いうちにそういった制度の検討が行われるとは聞いていない。

15

自治労 先日7月12日の中教審でも国庫負担の割合の見直しや35人学級を実施して大幅な教職員の定数増をという話もあったが、税財源の問題も含めてもう少し大きな話にならないと総務省としては乗れないという立場なのか

20

総務省 それはその通りなのだが、一義的には国の予算の話であり、そのうえで「国庫負担の残りの部分について地方の過重な負担とならないよう事前にこちらにも協議をいただきたい」というスタンスである。

今概算要求の基準が示されると思うが、そのシーリングに対して文科省がどのようにメリハリをつけて要求を上げてくるのか注視している。

25

私どもとしても文科省の担当課に、具体的な人数とか経費の増になるのか聞いているが、回答がないので動きようがない。

自治労 国と地方の負担割合の話で箱物の話もしたい。現在、文教施設について文部科学省の補助金で作られているが、国の基準等によって、自治体のまちづくりの中で必要な設備とか、ユニバーサルデザインなどの面で立ち後

れている状況もある。このまま文科省の予算で学校施設が作られていくとすれば、自治体のまちづくりのプランと学校施設等が乖離していく。

我々としては、できるだけ自治体の判断でそうした施設が作られるよう財源も地方に移していくことができないかを研究しているところだが、そうした考えについては総務省としてはどうか。

総務省 我々も考え方は全く一致しているので、どんどん主張していただきたい。

(2) 政令指定都市への負担先変更、中核市への人事権付与など地方分権に立脚した措置を推進すること。なお、東京 23 区への人事権付与に関しては都と全ての区との間における合意を前提として検討を行うこと。

総務省 なお書き以降によらず、関係する都道府県と市のご理解が必要であることは言うまでもなく、また、税財源の問題でもあるので、ある都道府県とある政令市が合意したからとしても実現するものではない。

自治労 動きはないのか。

総務省 昔からの話題なので定例的な協議が来ているという状況である。

3. 学校事務職員の定数について

都道府県立学校事務職員の定数算定にあたっては、経済的支援事務の拡充等のため、定数基準を最低 3 名とし、事務長を含む正規職員で賄えるよう措置すること。

総務省 各地方公共団体が厳しい財政状況の中で、全ての分野の職員の増員は無理である。地域の実情に合わせて、重点化を図る部分と効率化を図る部分についてメリハリをつけた定員管理をしていただくことが必要であり、併せて現場が混乱しないような配慮は必要であろうと考えている。

4. 生涯学習の充実等について

5 公民館・博物館・図書館等の公的社会教育施設の管理運営方法については設置責任者である自治体の選択・判断によるものであり、また公的社会教育施設の建設・整備や、社会教育主事等の専門職配置など、公的社会教育施策の実施体制確保についても同様であるが、改正社会教育法等における附帯決議を踏まえ、自治体に対しその趣旨の十分な周知を図るとともに、適切な働きかけを行うこと。

5. 学校給食並びに学校用務に関することについて

10 教職員定数の拡大にあたって、行政改革法を理由とした給食調理員及び学校用務員の削減を行わないこと。併せて、自治体の主体的な判断による展開が可能となるよう、不要な指導・助言は行わないこと。

15 自治労 給食、用務だけではなく現業職員に対して、過度の定数抑制政策の影響が出ている。最近まで現業職員を採用しているところがあったが、総務省に呼ばれて指導を受けたとの話も聞いた。

20 前回は「そのような事実はない」とのお答えだったが、各自治体で必要なところに必要な人員をとということで配置していることに対して、「採用はするな」などの不必要な指導はしていただきたくない。

20

25

30

【文部科学省】

日時：7月27日(月)16:00~16:30

場所：文科省東館6F第1会議室

対応：増子・生涯学習政策局参事官室長、安井・初等中等教育局財務課課長補佐
5 (義務教育費総括PT)、石田・調整係長、清水・大臣官房国際課調査係長、
小泉・定数企画係専門職、今井・児童生徒課就学支援係長、河村・高等教育改
革PT高校修学支援室専門官、今井・初等中等企画課課長補佐、飯田・初等中
等企画課教育委員会係専門職、栗山・初等中等企画課公務員係専門職、村尾・
教科書課課長補佐、渡邊・スポーツ・青少年局 学校健康教育課課長補佐

10

1. 公教育の無償化について

(1) 義務教育の実質無償化を実現するため、保護者負担金の実態を把握し、その
縮減に必要な財源措置や制度改革を行なうこと。また、就学援助制度の拡充と
条件整備を一層推進すること。

15

文科省 一般に公立学校では子どもが所有する学用品あるいは修学旅行費等、教科
科外活動費等については保護者負担をお願いしている現状にある。文部科学
省が実施している子どもの学習費調査によると平成20年度に保護者が支出
した子ども一人当たりの学校教育費は、小学校で97,550円、中学校で
20 175,472円となっている。

こうした中で、どのような経費を保護者負担とするかについては、各自
自治体、各学校の判断によるものと考えているが、文部科学省としてはこれま
でも学校に備えるべき教材や図書については、所要の財政措置を講じつつ、
保護者負担に転じることのないように指導申し上げている。

25

さらに、それ以外の経費についても各教育委員会に対して保護者負担の
軽減に特段の配慮を求めているところである。

後段の就学援助制度については、要保護者に対する就学援助費については
平成22年度予算において、これまでの要望をいただいていたことを受け、
新たにクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を国庫補助対象に追加したところ
30 である。

また、準要保護者への就学援助費については三位一体の改革により、平成17年度より、財源を地方に税源移譲したところであり、21年度は約290億円の措置に対し、22年度においては480億円と拡充した。

今後も就学援助費制度の拡充と条件整備を推進して参りたいと考えている。

5

自治労 こども手当のことについては課題となっているが、例えば保育料については、公金処理されているため、払わないという保護者に対しては役所では債務を取り立てる根拠も権限はある。

10

しかし、給食費については得体のしれない法律に基づかない古い通達に基づいて処理されているだけ。未納者からはどうやって取り立てるのか、法律的根拠が出てこないだろう。

給食費の調査はしているようだが、単に調査をしてもらっても「家まで取りに行け、取って来い」という話しか出てこない。

15

そうでなく、やはり公金処理をして、そのうえで払わない者については、子ども手当との関連を追及していくこと以外に法的妥当性はないと思うがいかがか。

文科省 そういった意見が聞こえていることは事実である。

20

まずは、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律等の施行と学校給食費の未納問題への対応について」という課長通知を発出した。その中で給食費の重要性を保護者の皆さんへ良く理解していただくためのDVDを文科省で作りましたので保護者への理解に活用していただきたいということをお願いしている。

25

加えて、給食費の徴収方法の一つとして金融機関の保護者口座から引き落としを行っている場合については今回の子ども手当の受領口座を同一とするよう協力依頼することも方策であるとしたところである。

そのうえで、23年度、新しい制度ができた時どうするか。情報をいただいているところであり、法改正することによって出てくるメリット・デメ

リットがあると思うのでそういったものを調べたうえで今後とも考えていきたい。

5 自治労 我々が言っているのは、今の手続きが悪いとか良いとかの話ではなく、本来公教育は無償であろうと。だからお金を親から集めないでも何とか捻出してやる方法はないか、給食費も学用品費も全て同じレベルでそういうことができないのかという話を1番の目標において今の問題点から洗っているの、是非そういう仕組みは、文科省さんの方で全体をコントロールしたらどうかと言っているわけであるので、その辺は、理解を共有したいと思うが。

10 文科省 子ども手当を文科省でコントロールするというのは…

15 自治労 子ども手当だけのことでなく、例えば子ども手当とは別に予算が文科省について、これで全国の学校に通う生徒のいる家庭からはお金をとるなという仕組みができれば、それはそれで問題はないし、そうなればA13条の問題だって全くクリアできるのではないか。

20 自治労 子ども手当の追加財源については、自治体の判断で給食費や教材費等にも使えるような議論が進んでいるが、仮に給食費に補填するという話になっても、それについての条件整備が不十分であると使えないという話になるため、公会計化ということも条件整備の一つとして検討いただきたいということである。

25 文科省 そういったことも含めて帰って伝えたいと思う。

(2) 高校の実質無償化を実現するため、一層の改善を行なうこと。また、朝鮮高級学校についても就学支援金の支給対象とすること。さらには、高校の給付型奨学金の拡充を行うこと。高校授業料無償化に伴い、私費の会計処理に混乱が

生じないよう、関係省庁とも協議の上、適正な経理処理についての判断を示すこと。

文科省 就学支援金の支給対象となる外国人学校については省令によって3つの基準を設定している。

朝鮮高級学校に関しては、高等学校の課程に類するものであるかということ客観的に判断するために、専門家による「高等学校等就学支援金に関する検討会議」というものを立ち上げて、現在検討をいただいているところである。検討結果を踏まえて対応したい。

高校の給付型奨学金の拡充については、授業料の無償化制度が始まったものの、授業料以外の保護者の教育費負担が依然大きいことは承知している。

衆議院文部科学委員会において「奨学金の給付に係る制度の創設、その他の低所得者世帯の高等学校等における教育に係る経済的負担の一層の負担軽減を図るため必要な措置を講じる」との付帯決議もなされているを踏まえて、給付型奨学金についても今後検討して参りたい。

(3) 国際人権規約A 13条の留保をなくすこと。あわせて国内関連法の整備を行うこと。

文科省 国際人権規約A13条の留保をなくして関連法の整備を行うという仕組みにはなっておらず、まず国内法、あるいは国内施策の充実を図ったうえで、実際の留保撤回に向けては外務省において精査の上で検討ということになっている。当省としては引き続き、施策の充実を努めて参りたいと考えている。

自治労 国内関連法の整備を今している最中とのことだが、文科省は関係していないのか。

文科省 文部科学省としては施策の充実までが所管である。

5 (4) 学校における経理事故の防止と適正化を図るため、地方自治法等の関係諸法令を遵守した会計処理がなされるよう、必要な措置を行なうこと。特に学校給食費の公会計処理への移行については、旧文部省時代の行政実例によって各自自治体が判断を行なっており、関係省庁とも調整のうえ、早急な改善を行なうこと。

10 文科省 前段の部分については、文部科学省としては、保護者から教育委員会に対して委託を受けた、委託契約に基づくお金の扱いということで、先生は履行補助者としての立場であると考えている。そうした委託契約の中で適正に処理されるべきと考えている。

15 学校給食費については、過去の行政実例においては各自治体の判断ということで示したところだが、昨今、子ども手当との関係では我々としても非常に興味を持っている。ある県においては、公会計処理に移行したという話も聞いているので、今後いろいろな話を聞きながら検討して参りたい。

20 自治労 総務省と見解に齟齬が生じている。総務省は地公法35条の職務専念に違反するのではないかとの見解を示している。地方自治法の解釈についても文部科学省の所管ではないとしているので、あらためて文部科学省として総務省に見解を質していただきたい。

また、給食費については公会計化について検討を開始していると捉えて良いのか。

25 文科省 給食費の公会計化については、まだその段階ではない。群馬県の情報も得たところなので、今後も情報を集めながら考えていきたい。

30 文科省 地公法の解釈等については、どういう背景で何を言っているのかが分からないので、答えられる状況ではない。我々は地方自治法の解釈をしているわけではなくて、法的な考え方としては民法上の委託契約をいわゆる設置者と保護者の間で行っていると考えて整理させていただいているわけ

で、今、違反と言われても、総務省がどう言っているのか確認できないため、この場で答えることは差し控えたい。

5 自治労 ぜひ確認を取っていただきたい。省庁間の見解が異なっているのは残念なことである。

また、民法上の委託契約の業務を職務上行なうということは、我々も職務専念義務違反ではないかと思うが、その部分はどう考えているのか

10 文科省 教育委員会と保護者の委託契約であり、学校職員はその履行補助者であるから、職務として行うことは何ら差し支えがないと考えている。

15 自治労 設置者は市町村長なので、行政委員会である教育委員会は関係ないのではないか。まず設置者が委託契約を結ぶと言って、さらにその設置者が教育委員会だと言っているが、事実誤認があるのではないか。

文科省 …。その辺も含めて、総務省がなんと言っているのか分からないので…。

自治労 契約は設置者と保護者か、教育委員会と保護者なのか。

20 文科省 …。

自治労 条文や法令の解釈は慎重にすべきである。

25 文科省 あらためてこちらの考え方を整理して説明させていただきたい。

自治労 文部科学省としては、職務専念義務違反ではないという回答でよろしいか。

30 文科省 それは当然。

5
自治労 書面による契約が無くても成立しているということか。

文科省 民法における委託契約という考え方は必ずしも書面に寄らなくても成立する。

5
自治労 紙で交わさなくとも、契約の当事者である甲と乙が口頭なりであってもお互いに契約内容を確認することが前提ではないか。互いに何の打診も会話も無く、契約が成立するという事はないだろう。それでも文科省としてはお互いの知らない間で契約が成立していると言うのか。

10
文科省 それは、学校教育で必要なものを学校がまとめて購入するということから…

15
自治労 当事者間で意識が無くとも、市町村長と保護者の間で契約が成立しているという判断か。

文科省 契約が成り立っているということが前提である。

20
自治労 市長に確認して知らないと言われれば、契約は成立していないということか。
20
自治労 市長に確認して知らないと言われれば、契約は成立していないということか。
20
文科省 それはこれまでも法的な関係で学校徴収金の取り扱いについての整理は私どもとしても従来から説明してやっけてきているわけで…

25
自治労 いつしたのか。法的な説明はこれまでもない。そこで我々は法的な整理をしたいと考えている。総務省ではこうした雑務金は他にはないと明確に回答している。

いずれにせよ今日の話の中では、文科省としては市町村長と保護者の間で契約行為があるから、学校で私会計として処理しているとの明確な回答

をいただいたので、こちらとしても、市町村長と保護者の間に契約の認識があるかを確認してみたい。

2. 教職員人件費について

- 5 (1) 義務教育費国庫負担制度の検討にあたっては、税財源の移行措置を伴わない廃止・縮減は行わないこと。特に学校事務職員のための廃止・縮減を行わないこと。一括交付金化の検討に当たっても、上述の趣旨を前提とすること。

10 文科省 学級編成、教職員定数の標準を定めている関連の諸制度と相まって、地方公共団体の財政力の差に関わらず全国すべての地域で優れた教職員を確保し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る上できわめて重要な施策であると認識しており、義務教育に対する国の責任としてしっかりと堅持していきたいと考えている。

15 また、事務職員についても学校の基幹的職員として役割を果たしていただいているところであり、その廃止縮減は考えていない。

さらに、一括交付金については、今年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱において基本的な考え方が示されたが、その中で基本的に地方の事務裁量に寄与しない義務的な負担金に関しては一括交付金化の対象外とされたことから、義務教育関係については対象とならないと考えている。

20

- (2) 政令指定都市への負担先変更、中核市への人事権付与など地方分権に立脚した措置を推進すること。なお、東京23区への人事権付与に関しては都と全ての区との間における合意を前提として検討を行うこと。

25 文科省 委譲される政令市における安定的かつ確実な財源確保が不可欠であり、また財源の調整が必要となる。現在、財源保障の方策について検討を行っている。また、都道府県と政令市間での合意も不可欠であり、文部科学省としては県と政令市の間での検討が円滑に進むための支援を行っていききたいと考えている。

5 中核市の件については、平成17年の中教審答申を受け、教育委員会関係者や学識者による協議会を設け、人事調整、給与負担などについて意見交換を行っているところであるが、なかなかその意見がまとまらない。現在ではまだ調整中である。先に話の出た地域主権戦略大綱においても小規模自治体を含めた関係者の理解を得てと書かれているところもあるので、引き続き関係者の意見調整を図っていきたい。

3. 学校事務職員の定数配について

10 (1) 都道府県立学校事務職員の定数算定にあたっては、経済的支援事務の拡充等のため、定数基準を最低3名とし、事務長を含む正規職員で賄えるよう措置すること。

15 (2) 義務制学校事務職員の定数改善にあたっては、就学困難な児童生徒に係る加配を重点的に改善すること。特に、自治体における準要保護児童の認定時期を考慮した加配措置が行なわれるよう配慮すること。また、大規模校への複数配置基準を改善すること。

文科省 教職員定数については、都道府県毎の総数というのは標準法に基づいて算定されるが、具体の配置については各都道府県の教育委員会がその権限と責任において判断をいただくものであり、地域の実情や、地域全体の教育の質の向上を勘案し決定している。

20 事務職員の定数についてはこれまでも計画的に改善を図ってきたところだが、平成22年度予算では教員の負担軽減を図るためとして73人の改善を行ったところである。

25 文部科学省としては平成23年度以降の教職員の定数改善のあり方について、教育関係団体や有識者をはじめ広く国民の皆様からご意見をいただきながら検討しているところであり、また、昨日、中教審からも提言をいただいたところであるので、8月中には文部科学省としての結論を取りまとめたいと考えている。

4. 教材費等の拡充について

授業等に使う教材について予算措置を拡充すること。拡充に当たっては、文科省の審査等を必要としない、地方主権に立った財政措置を行うこと。教材教具・教科書のデジタル化については十分な協議を行うこと。

5 文科省 前段の部分では、学校で使用する教材の経費については、平成21年度から平成23年度までに緊急3カ年計画として2459億円の地方財政措置を行ったところである。平成21年度の816億円に対し、平成22年度では825億円の措置ということで9億円の増となっている。国としては各地方公共団体に対してこうした財政措置を活用して、適切な教材整備が図られるよう引き続き促して行きたいと考えている。

10 後段の部分については、本年4月から「学校教育の情報化に関する懇談会」を設置して各方面の皆様から広く意見をうかがいながら、学校教育の情報化に関して総合的な推進施策を検討しているところであり、その中に教材教具・教科書のデジタル化についても含まれている。今後とも様々な
15 立場の方から意見をうかがいながら検討してまいりたい。

5. 生涯学習の充実等について

20 公民館・博物館・図書館等の公的社会教育施設の管理運営方法については設置責任者である自治体の選択・判断によるものであり、また公的社会教育施設の建設・整備や、社会教育主事等の専門職配置など、公的社会教育施策の実施体制確保についても同様であるが、改正社会教育法等における附帯決議を踏まえ、自治体に対しその趣旨の十分な周知を図るとともに、適切な働きかけを行うこと。

25 文科省 ご指摘のとおり、指定管理者の導入等については、一義的には設置者の判断によるものと考えており、各設置者において、それぞれの社会教育施設の利用者に対してサービスの充実に資するよう配慮のうえ、その導入の是非については判断していただきたい。

公的社会教育施設整備に係る補助に関しては、激甚災害に伴う復旧に係る補助を除き、平成9年に地方分権の観点から廃止となっている。

5 専門職の配置については、社会教育主事を全ての都道府県市町村に設置するという一方、人口1万人未満の市町村については配置を猶予している。図書館司書については、「公立図書館の設置及び運営上望ましい基準」などで地方公共団体の判断を前提としながらも設置を目指しているところである。

付帯決議を受けた働きかけの部分については、この付帯決議を添付した事務次官名による改正社会教育三法の施行通知を平成20年の6月11日に発出し、同通知を教育委員会担当者向け会議で配布するなどしている。

10 また、平成21年度には図書館、博物館における指定管理者制度の導入状況についての調査を行い、その中で、安定した運営が可能な指定機関を検討すべきであるとか、職員に対しても安定した処遇を確保する必要があることなどを表示しているところである。

6. 学校給食並びに学校用務に関することについて

15 教職員定数の拡大に当って、行政改革法を理由とした給食調理員及び学校用務員への削減を行わないこと。併せて、自治体の主体的な判断による展開が可能となるよう、不要な指導・助言は行わないこと。

また、学校運営にあたっては、給食調理員並びに学校用務員についても学校運営の基幹職員として位置づけること。

20 文科省 給食調理員の配置については、文部科学省では毎年、地方交付税の要求に掲げている。

25 また、平成21年4月に施行された改定学校給食法における「学校給食の衛生基準」の中でも給食調理員の研修の充実について盛り込まれており、これは、法律改正前までは局長通知だったものが法令に基づいて告示となっている。

一方、行革法の該当条項部分については、平成22年の4月1日における地方公務員の総数を平成17年4月1日おける数よりも純減させるというものであるから、平成23年度以降においては適用は無いものと考えている。

学校用務員の位置づけについては、学校教育法施行規則で学校の環境整備その他の用務に従事するとされ、その職務の重要性については十分認識しているところである。

- 5 自治労 給食調理員の身分の位置づけについても、学校用務と位置づけが異なっている部分について、ぜひ、お考えをいただきたい。最近、文科省が進めている学校支援地域本部事業においても地域と一体となった学校運営を目指すということであれば、現業職員を含めて対応できることも多々あると思うのでそうした職員の身分の確立もお願いしたい。